

# **提案条例説明資料**

**令和3年12月  
浜田市議会定例会議**

# 提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	<b>議案第 82 号</b>																																							
2	題名	浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例																																							
3	目的・理由	令和 3 年人事院勧告及び令和 3 年島根県人事委員会勧告を考慮し、一般職の職員の期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。																																							
4	概要	<p>1 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第 1 条）</p> <p>特定任期付職員の期末手当の支給割合の改正（第 8 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給期</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>令和 3 年度</th> <th>令和 4 年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>100 分の 160</td> <td>100 分の 160</td> <td>100 分の 155 (100 分の 5 減)</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>100 分の 160</td> <td>100 分の 150 (100 分の 10 減)</td> <td>100 分の 155 (100 分の 5 増)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部改正（第 2 条）</p> <p>期末手当の支給割合の改正（第 26 条関係）</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給期</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>令和 3 年度</th> <th>令和 4 年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>100 分の 127.5</td> <td>100 分の 127.5</td> <td>100 分の 120 (100 分の 7.5 減)</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>100 分の 127.5</td> <td>100 分の 112.5 (100 分の 15 減)</td> <td>100 分の 120 (100 分の 7.5 増)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 再任用職員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給期</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>令和 3 年度</th> <th>令和 4 年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		支給期	現行	改正後		令和 3 年度	令和 4 年度以降	6 月期	100 分の 160	100 分の 160	100 分の 155 (100 分の 5 減)	12 月期	100 分の 160	100 分の 150 (100 分の 10 減)	100 分の 155 (100 分の 5 増)	支給期	現行	改正後		令和 3 年度	令和 4 年度以降	6 月期	100 分の 127.5	100 分の 127.5	100 分の 120 (100 分の 7.5 減)	12 月期	100 分の 127.5	100 分の 112.5 (100 分の 15 減)	100 分の 120 (100 分の 7.5 増)	支給期	現行	改正後		令和 3 年度	令和 4 年度以降				
支給期	現行	改正後																																							
		令和 3 年度	令和 4 年度以降																																						
6 月期	100 分の 160	100 分の 160	100 分の 155 (100 分の 5 減)																																						
12 月期	100 分の 160	100 分の 150 (100 分の 10 減)	100 分の 155 (100 分の 5 増)																																						
支給期	現行	改正後																																							
		令和 3 年度	令和 4 年度以降																																						
6 月期	100 分の 127.5	100 分の 127.5	100 分の 120 (100 分の 7.5 減)																																						
12 月期	100 分の 127.5	100 分の 112.5 (100 分の 15 減)	100 分の 120 (100 分の 7.5 増)																																						
支給期	現行	改正後																																							
		令和 3 年度	令和 4 年度以降																																						

			6月期	100分の72.5	100分の72.5	100分の67.5 (100分の5減)
			12月期	100分の72.5	100分の62.5 (100分の10減)	100分の67.5 (100分の5増)
5	施行期日等	令和3年12月1日				

# 提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	<b>議案第 83 号</b>																
2	題名	浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例																
3	目的・理由	令和 3 年人事院勧告、令和 3 年島根県人事委員会勧告、一般職の給与改正等を考慮し、市議会議員の期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。																
4	概要	<p>期末手当の支給割合の改正（第 4 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給期</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>令和 3 年度</th> <th>令和 4 年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>100 分の 160</td> <td>100 分の 160</td> <td>100 分の 155 (100 分の 5 減)</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>100 分の 160</td> <td>100 分の 150 (100 分の 10 減)</td> <td>100 分の 155 (100 分の 5 増)</td> </tr> </tbody> </table>			支給期	現行	改正後		令和 3 年度	令和 4 年度以降	6 月期	100 分の 160	100 分の 160	100 分の 155 (100 分の 5 減)	12 月期	100 分の 160	100 分の 150 (100 分の 10 減)	100 分の 155 (100 分の 5 増)
支給期	現行	改正後																
		令和 3 年度	令和 4 年度以降															
6 月期	100 分の 160	100 分の 160	100 分の 155 (100 分の 5 減)															
12 月期	100 分の 160	100 分の 150 (100 分の 10 減)	100 分の 155 (100 分の 5 増)															
5	施行期日等	令和 3 年 12 月 1 日																

# 提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	<b>議案第 84 号</b>			
2	題名	浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例			
3	目的・理由	令和 3 年人事院勧告、令和 3 年島根県人事委員会勧告、一般職の給与改正等を考慮し、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。			
4	概要	期末手当の支給割合の改正（第 4 条関係）			
		支給期	現行	改正後	
				令和 3 年度	令和 4 年度以降
		6 月期	100 分の 160	100 分の 160	100 分の 155 (100 分の 5 減)
12 月期	100 分の 160	100 分の 150 (100 分の 10 減)	100 分の 155 (100 分の 5 増)		
5	施行期日等	令和 3 年 12 月 1 日			

# 提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	<b>議案第 85 号</b>
2	題名	浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	乳幼児等の健全な育成及び安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに取り組むため、市独自で「15歳（中学生）まで」を対象に実施している医療費助成について、「18歳まで」に拡充することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 助成対象者の拡充（第2条関係）            （改正前）満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者            （改正後）満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>2 用語の変更（題名等関係）            （改正前）乳幼児等            （改正後）子ども</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和4年4月1日</p> <p>2 経過措置            改正後の規定は、施行日以後に受けた療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、従前の例による。</p> <p>3 浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正            引用している条例名の変更            （改正前）浜田市乳幼児等医療費助成条例            （改正後）浜田市子ども医療費助成条例</p>

# 提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	<b>議案第 86 号</b>
2	題名	浜田市子育て世代包括支援センター条例
3	目的・理由	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、「浜田市子育て世代包括支援センター」を設置することに伴い、地方自治法に基づき当該施設の設置及び管理に関する事項を定めるため、条例を制定するものです。
4	概要	<p>1 名称及び位置（第 1 条）</p> <p>(1) 名称 浜田市子育て世代包括支援センター</p> <p>(2) 位置 浜田市野原町 859 番地 1</p> <p>2 事業（第 2 条）</p> <p>(1) 利用者支援事業</p> <p>(2) 母子保健事業</p> <p>(3) 地域子育て支援拠点事業</p> <p>(4) 子育て援助活動支援事業</p> <p>(5) 休日保育事業</p> <p>(6) その他設置の目的を達成するために必要な事業</p> <p>3 開館時間及び休館日（第 3 条）</p> <p>事業ごとに規則で定める。</p> <p>4 使用対象者（第 4 条）</p> <p>(1) 妊産婦及び未就学児童並びにその家族</p> <p>(2) 子育て支援の活動をしている団体又は個人</p> <p>(3) その他設置の目的を達成するために市長が適当と認めるもの</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和 4 年 4 月 1 日</p> <p>2 準備行為</p> <p>施行日以後の使用に係る施設等の使用の許可その他支援センターの運営に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。</p> <p>3 浜田市子育て支援センター条例の廃止</p>

		浜田市子育て支援センター条例は、廃止する。		
6	備 考	支援センターで行う事業ごとの開館時間及び休館日		
		事業区分	開館時間	休館日
		地域子育て支援拠点事業	午前 8 時 30 分 から午後 5 時 まで	(1) 水曜日 (2) 休日 (3) 12 月 29 日から翌年 の 1 月 3 日まで
		休日保育事業	午前 8 時 30 分 から午後 5 時 30 分まで	(1) 月曜日から土曜日 まで（休日を除く。） (2) 12 月 31 日から翌年 の 1 月 3 日まで
		上記以外の事業	午前 8 時 30 分 から午後 5 時 15 分まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 休日 (3) 12 月 29 日から翌年 の 1 月 3 日まで

# 提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	<b>議案第 87 号</b>
2	題名	浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」(内閣府令)の一部が改正され、保育所等の業務負担軽減及び保護者の利便性向上のため、書面等の作成、保存等について見直されたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 電磁的方法による対応の追加 (第 53 条関係)</p> <p>保育所等の事業者による記録の作成、保存等や、保護者への説明等のうち、書面等により行うこととされているものについて、電磁的記録により行うことができることとする。</p> <p>2 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	公布の日

# 提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	<b>議案第 88 号</b>
2	題名	浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	産科医療補償制度における掛金の額の見直しに当たり、出産育児一時金の総額について 42 万円を維持するために健康保険法施行令が改正されたことに伴い、国民健康保険における出産育児一時金の総額についても同様とするため、所要の改正を行うものです。
4	概要	出産育児一時金の額の改正（第 8 条関係） 40 万 4,000 円 ⇒ 40 万 8,000 円 ※ 4,000 円の引上げ
5	施行期日等	1 施行期日 令和 4 年 1 月 1 日 2 経過措置 改正後の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、従前の例による。
6	備考	1 産科医療補償制度について 医療機関等が加入する制度で、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺の子とその家族に対し、補償金を支給する制度です。掛金は、分娩費に上乗せ請求されますが、出産育児一時金に当該掛金相当額を加算することにより、妊産婦の掛金に係る負担をなくします。 2 出産育児一時金の総額について 産科医療補償制度における掛金の額が、現行の 1 万 6,000 円から 1 万 2,000 円に変更（4,000 円の引下げ）されることに伴い、当該制度に係る出産育児一時金の加算額は、掛金の額の変更に合わせて 1 万 6,000 円から 1 万 2,000 円に変更（4,000 円の引下げ）します（浜田市国民健康保険条例施行規則の一部改正による。）。 このことから、改正後の当該加算額を含めた出産育児一時金の総額は、現行の 42 万円と同額となります。

		(改正前) 40万4,000円+1万6,000円(産科医療補償制度に係る加算額) = 42万円
		(改正後) 40万8,000円+1万2,000円(産科医療補償制度に係る加算額) = 42万円

# 提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	<b>議案第 89 号</b>
2	題名	浜田市休日応急診療所条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	浜田市休日応急診療所の整備に伴い、その設置場所について所要の改正を行うものです。
4	概要	設置場所の変更（第 2 条関係） 浜田市殿町 1 番地 ⇒ 浜田市田町 757 番地 3
5	施行期日等	令和 4 年 1 月 9 日
6	備考	浜田市病児・病後児保育室と合築した施設です。

# 提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	<b>議案第90号</b>
2	題名	浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等が施行され、過疎地域内における固定資産税の課税免除に伴う減収補填措置の対象となる業種が追加されたこと、及び当該業種の用に供する設備の要件が変更されたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 固定資産税の課税免除の対象となる業種の追加（第2条及び第5条関係）          情報サービス業等を追加する。</p> <p>2 固定資産税の課税免除の対象となる設備の取得価額の合計額の下限の変更（第5条関係）</p> <p>(1) 物品の製造業又は旅館業          (改正前) 2,700万円          (改正後) 500万円。ただし、資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下の法人は1,000万円。          1億円を超える法人は2,000万円</p> <p>(2) 情報サービス業等 500万円（新規設定）</p> <p>(3) 農林水産物等販売業          (改正前) 2,700万円          (改正後) 500万円</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 公布の日</p> <p>2 経過措置</p> <p>改正後の規定は、令和3年4月1日以後に設備の取得等をした者に係る機械等に対する固定資産税の課税免除について適用し、同日前に設備を新設し、又は増設した者に係る機械等に対する固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。</p>

# 提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	<b>議案第91号</b>
2	題名	浜田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	危険が切迫している空家等に対し、市が緊急安全措置（公共の場所への危害を回避するための必要な最低限度の措置）を行った場合における費用負担に関し、所要の改正を行うものです。
4	概要	危険が切迫している空家等に対し、市が緊急安全措置を行った場合は、当該空家等の所有者等に対してその費用を請求しているが、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでないこととする。（第7条関係）
5	施行期日等	1 施行期日 公布の日 2 経過措置 改正後の規定は、施行日以後に講じた緊急安全措置について適用し、同日前に講じた緊急安全措置については、従前の例による。
6	備考	1 特別の理由としては、所有者等が生活保護の受給者である場合等を想定しています。 2 所有者等に費用を請求しない場合は、市が負担することとなります。